

予防接種3ワクチン(子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌)接種者への自己負担金の徴収について

1. 諮問の主旨

●現在、3ワクチンは、任意接種であるが、接種費用の9割を公費負担(国・市2分の1づつ)残り1割を市が負担し無料としている。
 ●国は予防接種法の見直しを行い、3ワクチン(子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌)の定期化を検討している。
 ●国が、3ワクチンについて定期接種化すると国からの公費助成がなくなり、市が全額負担する可能性がある。
 ●予防接種法24条では「予防接種を行った者は、予防接種を受けた者、その保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が経済的理由によりその費用を負担することができないと認めるときはこの限りではない。」とある。
 ●公費助成制度の継続が無くなった場合を考え、市は第24条に基づく1割の実費徴収の検討をするため諮問したもの。
 ※ただし国の方向性は現在まだ定まらず、公費助成制度の継続が決定すれば実費徴収は行わ

2. 予防接種法による定期接種の位置づけ

考え方	定期接種(3条1項)	
	1類	2類
発生及びまん延を予防するために定期に行う必要がある。(社会防衛)		個人の発病または重症化を防止し、併せてこれによりその蔓延の予防に資することを目的として定期的に行う必要がある。(個人防衛)
実施主体	市町村	市町村
接種の努力義務	あり	なし
接種勧奨	あり	なし
接種費用の負担	市町村 低所得者以外から実費徴収可能。	市町村 低所得者以外から実費徴収可能。
対象疾病	三種混合・BCG・ポリオなど ※3ワクチンは1類疾病対象である。	インフルエンザ(高齢者に限る)

3. 3ワクチンの定期化に向けての動き

●H22年10月6日 予防接種部会における意見書による3ワクチン定期接種化に向け検討

●H24年5月23日 予防接種制度の見直しについて(第二次提言)厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会
 ※医学的観点からは、7ワクチン(子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・おたふくかぜ・成人用肺炎球菌・B型肝炎)について広く接種勧奨を、促進すること。
 ※新たなワクチンの定期接種化は財源確保が必要。
 ※3ワクチンの、基金は平成24年度末までだが、25年度以降も円滑接種を行える必要がある。

●定期接種ワクチンの対象拡大の検討指示 (H24年7月30日 保健衛生ニュース)

規制改革で閣議決定

政府は7月10日規制・制度改革に係る方針を閣議決定した。厚生労働省関係では、定期接種の対象となるワクチンの拡大を検討し24年度中に結論を得ることなが、盛り込まれている。

4. 財源の確保

平成23年12月20日付、四大臣合意「平成24年度以降の子どものための手当て等の取り扱いについて」により、平成25年度以降は、「年少扶養控除の廃止等による地方増収」の財源を、「子育て分野の現物サービスに活用する」ことが合意されている。
 具体的な内容は今後検討しており、予防接種をこの現物サービスの一環と位置づけることで調整中とのこと。
 (定期接種化による財源とするかは不明)

H25年度 厚生労働省概算要求の検討状況 (H24年9月3日 保健衛生ニュースより)
 ●3ワクチン「子宮頸がんワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」の計上なし。
 ●臨時特例交付金で公費助成している、子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌の3ワクチンの定期接種化など、予防接種制度の見直しに係る財源についても予算編成過程で検討する方向である。
 総務省、25年度概算要求に当たり地方財政措置に関する申し入れを各省庁に実施
 ●予防接種制度の見直しでは、国民の接種機会の確保や地方の負担の急増のための必要措置を講じるよう要請。
 ●3ワクチン定期接種化に当たっては、「地方の理解を得られるよう必要な財源措置を講じられたい」とした。

5. 近隣状況

	任意接種実費負担の有無 (3ワクチン)	定期接種実費負担の有無	今後の方向性
県内 平成24年 9月20日 現在	無	無	定期化されても実費徴収予定の市町村はない。
東京都 23区 H24年9月 18日現在	有	無	3ワクチンが定期化されれば、実費徴収はしない方向である。
全国 H22年10 月現在	有	有(7自治体)	

6. 国および市の動き

H22年11月26日 国の補正予算にて、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」の開始
 H23年 1月17日 流山市、中学2年生女子への子宮頸がんワクチン接種開始。
 H23年 4月 1日 流山市、子宮頸がんワクチン接種を、中学1年生から高校1年生へ対象拡大して実施。
 ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種を、0歳から4歳へ接種開始。

